平成２５年（フ）第８８２８号
東京都小金井市関野町１丁目１－３－102
債務者　照屋　守吉
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８３１号
東京都大田区上池台３丁目24－14　スターハイツⅡ103
債務者　池田　正隆
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８３８号
東京都八王子市上柚木３丁目12－７－402
債務者　西方　　敦
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８４２号
東京都大田区下丸子２丁目５－10－201
債務者　吉田　博幸
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８４５号
東京都杉並区高円寺南５丁目29－14　浅利方
債務者　久保田愼作
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８４６号
東京都板橋区常盤台２丁目１－14－303
債務者　川添　純子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８４８号
東京都江東区塩浜２丁目８－23　金子運送寮
債務者　石川　利春
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８４９号
埼玉県東松山市日吉町15－18　ピソＡ棟103
債務者　小橋　康秀
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８５０号
東京都品川区南大井３丁目13－２－302
債務者　根本　尚和
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８５５号
東京都世田谷区松原６丁目35－11－104
債務者　中西　京子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８５９号
東京都中野区上鷺宮１丁目21－26－６
債務者　東浦　英里（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６３号
東京都江戸川区西葛西８丁目15－５－713
債務者　川奈部千恵子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６４号
東京都江戸川区西葛西８丁目15－５－713
債務者　川奈部　優
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６７号
東京都杉並区高円寺南５丁目10－６－201
債務者　小海ゆかり（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７５号
東京都国立市西２丁目19－14－103
債務者　窪田佳津子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８０号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目18－２－101
債務者　田伏　啓之
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部